

\*\*\*\*\*

今月のテーマ **小規模企業共済制度について**

小規模企業共済制度は独立行政法人 中小企業基盤整備機構が運営している小規模な企業向けの共済制度です。支払った掛金は全額所得控除ができるため、所得税の節税となり、その掛金は個人事業主や会社の役員の退職金として積み立ていくことになります。税務上の大きなメリットがありますので、もし加入をされていない場合には、検討してみてもいいでしょうか？

## 1. 加入対象者

以下の方が加入対象となります。

- 常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業では5人以下)の個人事業主及び会社の役員
- 常時使用する従業員が5人以下の弁護士法人、税理士法人等の士業法人の役員
- 小規模企業者である個人事業主に属する共同経営者(個人事業主1人につき2人まで) など

ただし、次の方は上記の要件を満たしたとしても加入対象となりません。

- 独立行政法人 勤労者退職金共済機構が運営する中小企業退職金共済制度の被共済者である場合(中小企業退職金共済制度の契約者となっている小規模企業者に該当する事業主は加入できます。)
- 協同組合、医療法人、社会福祉法人、社団法人、特定非営利活動法人などの直接営利を目的としない法人の役員
- 給与所得者が、副業的にアパート・マンションなどを経営している場合 など

## 2. 掛金について

掛金月額は1,000円～70,000円の範囲内(500円単位)で自由に選べ、加入後でも掛金の増額・減額が可能です。(減額には一定の要件が必要となります。)また支払い方法は「月払い」「半年払い」「年払い」が可能です。

そして、支払った掛金はその全額が小規模企業共済等掛金控除の対象となり、所得税の課税所得から控除できます。しかし、掛金は共済契約者が払い込むことになっていますので、所得税法上の必要経費、法人税法上の損金とはなりません。

## 3. 共済金の受け取りと税務上の取り扱い

共済金の受け取りは、「一括受取」「分割受取(10年、15年)」「一括と分割の併用受取」のいずれかを選択することができます。共済金の受取事由と税務上の課税方法については、以下のとおりです。

地位	事由	課税方法
個人事業主	個人事業の廃止、個人事業主の死亡 65歳以上で180ヶ月以上掛金納付の場合、65歳以上の方の任意解約 65歳以上の方が個人事業を法人成りした場合 など	退職所得 (分割受け取りの場合、 公的年金等の雑所得)
	65歳未満の方の任意解約、機構からの共済契約の解除(掛金12ヶ月以上の滞納) 65歳未満の方が個人事業を法人成りして、その法人の役員になった場合	一時所得
共同経営者	疾病又は負傷による共同経営者の退任、共済契約者の死亡 65歳以上で180ヶ月以上掛金納付の場合 65歳以上の方が個人事業を法人成りした場合 など	退職所得 (分割受け取りの場合、 公的年金等の雑所得)
	65歳未満の方の任意解約、機構からの共済契約の解除(掛金12ヶ月以上の滞納) 65歳未満の方が個人事業を法人成りして、その法人の役員になった場合	一時所得
会社等の役員	会社等の解散、会社等役員の退任、死亡 65歳以上で180ヶ月以上掛金納付の場合、65歳以上の方の任意解約 など	退職所得 (分割受け取りの場合、 公的年金等の雑所得)
	65歳未満の方の任意解約、機構からの共済契約の解除(掛金12ヶ月以上の滞納)	一時所得

※ 上記の表は平成23年1月以降に加入した場合です

## 4. 融資制度

契約者は納付した掛金の合計額の範囲内で、事業資金等の貸付(担保・保証人なし)が受けることができます。なお、貸付けの種類は、一般貸付け、傷病災害時貸付け、創業転業時、新規事業展開等貸付け、福祉対応貸付け、緊急経営安定貸付け、事業承継貸付けがあります。